

令和6年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（令和5年度分）

粕屋町協働のまちづくり課

目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁

基本目標と施策の体系・・・・・・・・・・・・・・2 頁

令和5年度実施状況・・・・・・・・・・・・・・3 頁～

(具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・・・9 頁～)

[粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成26年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行等が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画（平成27年度～令和6年度）」を策定しました。計画期間の中間年にあたる令和元年度には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため計画の見直しを行い、「粕屋町男女共同参画計画 後期計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるため、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

[令和5年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、取りまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課にフィードバックし、改善を促すことにより計画の推進を図ります。

計画の9年目である令和5年度は、自治公民館における人権学習の中で、男女共同参画の内容も含めて啓発を行いました。また、若年層にも男女共同参画を学ぶ機会を提供するために、町内にある福岡県立福岡魁誠高等学校の生徒に対して、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）に関する講座を開催しました。女性の再就労に対する支援では、前年度に引き続き福岡県の子育て女性就職支援センターを活用して、子育て中の女性向けの臨時出張就業相談会を実施しました。その他、町のホームページや広報誌で講演会や講座、相談窓口の情報発信を行いました。

今回の各課の評価につきましては、第2次粕屋町男女共同参画計画策定に向けた計画の見直しに伴い、後期計画に全体の課題と今後の見通しについても評価しています。

具体的施策ごとに実施状況の評価を行いました。（次頁より）

●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
基本施策 (1) 男女共同参画についての意識啓発 基本施策 (2) 男女共同参画についての教育・学習の推進

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

<令和 5 年度の施策の実施状況の概要>

- ・ ホームページや広報紙、SNS を活用し、男女共同参画や相談窓口に関する掲載を積極的に行った。
- ・ 6 月の男女共同参画週間では、町立図書館において男女共同参画関連本コーナーを設置した。
- ・ 福岡県立福岡魁誠高等学校の生徒に対し、「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）について知ろう」という講座を開催した。
- ・ 学校教育の分野では、「教師が児童生徒ひとりひとりを大切にする授業づくり」「児童生徒同士が互いの良さに気付く授業」を行うための内容を盛り込んだ研修を実施した。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	6	1	0
%	30.0%	60.0%	10.0%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策（１）働く場における男女共同参画の促進

基本施策（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。

<令和5年度の施策の実施状況の概要>

- ・令和3年度に設置した労働問題を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」の周知を行った。
- ・女性の再就労に対する支援として、県の子育て女性就職支援センターを活用し臨時出張就業相談を実施した。
- ・広報かすや2月号では、働く世代の仕事と家庭に対する考え方の変化や、男性の家事・育児・介護への参画意識の変化について掲載した。
- ・「日曜パパとママのたまご学級」やかすやこども館でのイベントを通じて、男性の家事・育児への参画意識の向上を図った。
- ・町が実施する講座や会議等において託児が必要と見込まれる場合は、予算を確保して託児を実施した。
- ・介護予防講座では、男性の家事への参画意識の形成を目的として、男性も参加できる料理教室を開催した。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	1	5	5	0
%	9.0%	45.5%	45.5%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女が共に参加し支えあうまちづくり
基本施策（１）政策・方針決定の場への女性の参画推進 基本施策（２）地域における男女共同参画の推進

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

<令和5年度の施策の実施状況の概要>

- ・ 審議会の中には充て職で構成され女性登用率の向上が難しいものもあるが、審議会等の設置時には委員の男女比を考慮のうえ構成を検討した。
- ・ 女性リーダーの育成に関する情報提供として、福岡県等が行う講座やセミナーなどの情報をホームページに掲載した。
- ・ 災害備蓄品の管理においては、女性の視点を取り入れた品目の選定を行い、購入を進めた。
- ・ 自主防災組織に対して行う防災講座や避難訓練において、男女が平等に役割を担うことの必要性を伝えた。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	1	2	1
%	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅳについて

基本目標Ⅲ：男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり
基本施策（１）生涯を通じた健康支援
基本施策（２）あらゆる暴力の根絶
基本施策（３）困難な状況に置かれている人への支援

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV（交際相手からの暴力）を防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

<令和5年度の施策の実施状況の概要>

- ・主体的に取り組む健康づくりの啓発として、高齢者が自ら主体的に介護予防に取り組むように、介護予防教室を実施した。
- ・食育の推進に関しては、食生活改善推進会が、イベントで対面での食育普及活動や食にまつわるコラムの執筆活動を実施した。
- ・性犯罪など被害防止に向けた啓発として、広報かすやに性犯罪対策や相談窓口を掲載した。
- ・中学校では性に関する講演会等の中でデートDV防止についても学ぶ機会を設けた。また、悩みがある場合の相談窓口や対処法について、繰り返し児童・生徒および家庭へ周知した。
- ・DV防止に関する啓発として、相談窓口を広報かすやに掲載したほか、町主催のイベントにおいて啓発を行った。
- ・DV被害に関する相談を受けた際は、関係機関と情報共有を行った。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	7	8	4	1
%	35.0%	40.0%	20.0%	5.0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●推進体制について

町が模範的職場環境となるよう特定事業主行動計画を推進し、粕屋町のすべての施策に男女共同参画社会の形成に配慮するよう職員に対する啓発を進めます。

庁内の推進体制を整備していくとともに、男女共同参画に関する活動を行う町民や団体と協働して啓発活動や問題解決に取り組みます。

町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいため、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民の代表を中心に構成される「粕屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、毎年結果を公表します。

<令和5年度の施策の実施状況の概要>

- ・町民との協働事業においては、男女共同参画の視点を取り入れながら取り組んだ。
- ・広報物等の作成においては、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用に配慮した。
- ・男女共同参画計画の進捗状況を把握するため、各施策の担当課において評価を行い、ホームページで公表した。
- ・女性職員のリーダーの養成では、リーダー研修を実施し、42名が参加した。総務省自治大学校のリーダー育成研修についても周知を行った。
- ・男性の育児休業、特別休暇の取得について周知を図るとともに、対象者への個別説明を行い、取得促進を図った。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	5	1	0
%	25.0%	62.5%	12.5%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
I 男女共同参画社会実現のための意識づくり	1 男女共同参画についての意識啓発	(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進	1	男女共同参画に関する情報の提供	広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど積極的に情報を提供します。また、町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙に苦情処理制度や男女共同参画に関する特集記事を掲載し啓発を行った(年8回)。ホームページでは、福岡県男女共同参画センターなどの各種講座やイベントの案内を随時行った。	今後も継続して情報発信を行う。	B→B→A →A	
			2	男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識を高めるために出前講座や人権学習などの機会を捉えて啓発を進めるとともに、講演会等についても開催していきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	魁誠高校生40名を対象としたアンコンシャスバイアス研修を行った。	男女共同参画に関する知識を得ようと思って参加する住民は少ない。しかし、自分の生活に関わる講座だと参加者が増えることがわかった。より多くの住民が関心を持って参加できるように、今後は講座の内容について工夫していきたい。若年層への講座も開催したい。	B→B→B →B	学生だけではなく、保護者向けの講座も開催してほしい。また、今後の計画にも取り入れてほしい。
			3	男女共同参画週間の推進	男女共同参画週間(6/23~6/29)に、ポスターの掲示、ホームページへの掲載を行うなど、男女共同参画週間について町民への周知を充実します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙及びホームページ・SNSで周知、啓発を行った。週間に合わせて町立図書館において関連図書の紹介を行い、町民の関心を高めた。	今後も継続して情報発信を行う。	B→B→B →A	
			4	関連図書の収集と紹介	粕屋町立図書館において、男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、特集コーナーを設けるなど積極的に紹介していきます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	6月の男女共同参画週間に合わせて特集コーナーを設置。絵本から一般書まで幅広い年齢層の本の収集・展示を行い、多くの利用があった。また週間後も資料リストを翌年1月まで図書館ホームページで公開し情報提供を行った。(令和6年6月から新リスト公開予定)	コーナーの常時設置化や、書籍以外の資料の収集など新規取り組みが出来ていない。別時期での特集化等、関連資料が周知されるよう取り組みを増やす。	B→B→B →B	
	2 男女共同参画についての教育・学習の推進	(1) 教育・保育における男女平等教育の推進	5	乳幼児期からの男女平等教育の推進	乳幼児期からの社会的性別(ジェンダー)にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	スポーツ教室やリズム遊びなどの活動では男の子も女の子も一緒になってチームで協力しあって遊んでいる。日頃からひとりひとりの個性を尊重し、理解し、お互いを認め合い、社会的性別にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育を実践している。	未就学児においては、社会的性別の意味がまだよく分かっておらず、こういった教育・保育を行うことは重要なので引き続き行うことが必要である。乳幼児期から先生や友達など、様々な人と触れ合い、多くの経験を重ねながら、社会的性別にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育・保育を引き続き行うよう、今後も保育所・幼稚園の職員に対し働きかけを行う。	B→B→B →B	
			6	学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に従って男女平等の理念に基づいた教育を行います。中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育等進路指導においても、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない指導を実施していきます。また、小中学校における男女混合名簿の適切な利用の普及に	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	学級においては、学級活動を通して、男女が相互の理解と協力しながら活動する学習を行った。また、男女混合名簿を適切に利用した。令和5年度から制服の選択制や頭髪のルールを男女共通とする校則の改正を行った。	性の多様性やマイノリティー等に関する学習を発達段階に応じて行う。中学校の校則は、生徒の意見や時代の変化を柔軟に取り入れながら、ジェンダー平等を目指す。	A→A→A →A	
			7	男女平等教育に関する教職員の研修	男女共同参画・男女平等教育などについて、教職員の研修を実施していきます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「教師が児童生徒ひとりひとりを大切にする授業づくり」「児童生徒同士が互いの良さに気付く授業」を行うための内容を盛り込んだ研修を実施した。	男女共同参画・男女平等教育により焦点を当てた研修を行う。	B→B→B →B	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	総務課 子ども未来課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →C	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	保育所・幼稚園の職員も含む全職員を対象とした人権研修を「性の多様性を認め合おう～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～」というテーマで実施し、男女共同参画推進条例の基本理念について理解を深めることができるように啓発を行った。	子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれず個性が尊重される教育や保育を実施できるよう、今後も保育所・幼稚園職員が参加しやすい時期に、職員人権研修において、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、継続的に職員の意識啓発を図っていく。また、担当課と連携して計画の節目などに男女共同参画に特化した研修を検討する。	C→C→B →B	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の職員研修、講演会の開催時は、保育所・幼稚園職員も参加している。男女共同参画としての研修は行っていないが、総務課が全職員を対象とした男女共同参画に関する内容を含む人権研修を開催しており、保育所・幼稚園職員も参加している。	講演会や研修を計画期間等の節目など長期的に計画し、男女平等教育における保育所・幼稚園職員の意識向上を図る。今後は、男女共同参画の研修会の開催を計画する必要がある。	C→C→C →C	
I	2	平等(1)教育における男女平等の推進	8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画としての研修はできなかったが、総務課で全職員を対象とした男女共同参画に関する内容を含む人権研修を行っており、保育所・幼稚園職員も参加している。	職員向けの研修は、今後も町で開催が難しい場合は、あすばるの研修を受けてもらうなど、研修の機会を提供できるようにする。	C→C→C →C	次の計画では参加率は数値化して目標に入れるのかどうか。

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
男女共同参画社会実現のための意識づくり	男女共同参画についての教育・学習の推進	(2) 生涯学習における男女共同参画の推進	9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→B →B	
			9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自治公民館における人権学習の中で、男女共同参画も含めて啓発を行った。	自治公民館における人権学習の中で、男女共同参画も含めた啓発を継続して行う。社会教育関係団体に参加を要請している人権関係の研修会にて学習機会の提供を継続して図る。	C→C→B →B	
			9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	まちづくり活動団体に対し、男女共同参画の視点に立った助言は行っているが、学習支援までは至っていない。	自治公民館や、まちづくり活動団体に対する学習支援の場を設けることができない。	C→C→C →C	
			10	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関する内容を用意し、学習機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座では、男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、人権や防災など他のメニューの中で男女共同参画の視点を取り入れて実施した。	男女共同参画に特化した内容の出前講座を用意しても、受講希望がなければ学習する機会は提供できない。他の講座の中で、男女共同参画に関連する部分があれば合わせて伝えてもらう方がよいと思った。	B→B→B →B	
II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	1 働く場における男女共同参画の促進	(1) 事業所等への啓発・情報提供	11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	地域振興課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →C	
			11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県男女共同参画センター「あすばる」から情報提供を受け、窓口での情報誌の配布や商工会への情報提供を実施した。	福岡県労働基準監督署に相談すべき案件と考える。情報提供がないなか地域振興課で行うことは困難であるとする。今後については、実際に実施できる取組内容を考えた上で、作成すべきであるとする。	D→D→D →C	
			11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	法律や制度についての情報提供・啓発はできなかったが、人が集まる人権のつどいなどで男女共同参画の啓発物資を配布し、男女共同参画に対する意識付けを行った。	商工会と協働のまちづくり課での協力体制を作る必要がある。	C→C→C →C	
			12	指名登録事業者への意識啓発	町の指名登録を希望する事業者などに対して、男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	入札参加申請(指名登録)の際に、町のホームページに男女共同参画推進の協力について掲載し、啓発を行った。	入札参加申請は隔年の申請となるので、申請受付時は継続して実施していきたい。	D→C→C →C	
1 働く場における男女共同参画	(2) 女性の就業支援	13	女性の再就業に対する支援	結婚、出産、介護等の理由で離職した女性や再就職を希望する人のために能力開発や学習に関する機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県や福岡県男女共同参画センターなどの講座をホームページで紹介した。県の子育て女性就職支援センターを活用し臨時出張就業相談を実施した。(1回)	町単体では情報提供にとどまるが、県などとの連携した事業があれば就労支援を行える。	C→C→B →B		
		14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	地域振興課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →B		
		14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県男女共同参画センター「あすばる」から情報提供を受け、窓口での情報誌の配布や商工会への情報提供を実施した。	福岡県労働基準監督署や福岡県子育て女性就職支援センターに相談すべき案件と考える。就労支援を業務として実施していない地域振興課でこの項目を実施することは困難であるとする。この項目について実施するには、「相談等の取組」ではなく、「情報提供や啓発」レベルでないとの部署でも実施が困難と考える。今後については、実際に実施できる取組内容を考えた上で、作成すべきであるとする。	D→D→D →C		
14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	令和3年度に設置した労働問題を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」の周知を行った。	継続して周知を行う。	B→B→B →B				

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度(自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見		
II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	画の促進		15	農業・商工自営業における男女共同参画の促進	家族従業者として携わる女性が、その労働に見合う正当な評価と対価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるように促進します。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県男女共同参画センター「あすばる」から情報提供を受け、窓口での情報誌の配布や商工会への情報提供を実施した。	「家族従業者として携わる女性が、その労働に見合う正当な評価と対価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるように促進します。」という取組内容であるが、それぞれの自営業者にそれぞれの事情がある中、この取組内容では困難であると考え。今後については、実際に実施できる取組内容を考えた上で、作成すべきであると考え。	D→D→D →C	農業関係者は、町の男女共同参画に関する取り組みを知らない可能性が高いと思うので、啓発を行ってほしい。		
			16	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	広報紙等を活用し、町民及び事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報誌のコラムの中で、働く世代の考え方の変化については特集した。事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発する機会を作ることができなかった。	事業所に対する働き方に関する呼びかけは商工会ですで行っているところかと思う。また、後期計画策定時に比べ、ワーク・ライフ・バランスに対する住民の理解も広まっていると思われる。	C→C→C →C			
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(2) 男性の育児・介護、地域への参加の促進	17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	健康づくり課 子ども未来課 介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				B→B→B →B	男性が育休を取得すること、そしてその制度を利用する姿を子どもたちが知る機会があることも大事だと思う。	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	第1子を妊娠中の妊婦及びそのパートナーを対象とした「日曜パパとママのたまご学級(両親学級、4回・82組)」の中で、子育てに関する講演や体験活動(妊婦体験・沐浴)等を実施した。	今後も継続して実施する。	A→A→A →A			
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	子育てルームは子と母親での利用が多数であるが、平日においても子どもと両親であったり、子どもと父親のみでの利用がみられた。	今後も、父親が参加しやすい子育てルームや講座の開催を企画し、周知に努める。	B→B→B →B			
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護予防講座では、男性も対象とした料理教室を開催し、男性の家事参加を促した。認知症や介護予防に関する講座を開催し、誰もが認知症になる可能性があること等を啓発した。	認知症に関しては、誰もがなる可能性があることを啓発していく。介護予防講座も継続して実施。	C→C→A →A			
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報誌に掲載した男女共同参画コラムの中で、男性の育児や介護に対する考え方の変化について触れた。男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画を促すための講座を行うことができなかった。	男性の家事育児への参加に関する講座は単独での開催は難しい。健康づくり課などが開催する講座等の中で紹介してもらった方が周知の機会は増えるのではないと思う。	C→C→C →C			
	II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(3) 子育て・介護と就労との両立	18	父親の育児参加機会の提供	かすやこども館を活用し、父親も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	土日祝日に親子で参加できるイベント等を開催した。子どもと父親だけの参加もみられた。	今後も引き続き、親子や家族みんなで参加できるイベントや講座を企画する。	B→B→B →B		
				19	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				B→B→B →B	
				19	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	保護者が安心して就労できるよう、各家庭の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することができた。	今後も引き続き、保育サービスの充実を図る。	B→B→B →B		
19				子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	年度当初には、待機児童が発生する学童保育所があり、希望するすべての児童に対応することができていない。	学童保育所利用希望者すべてに対応するには施設の拡充や人員の確保が必要である。民間企業の活用や多様化するニーズにどのように対応するかが課題である。	B→B→B →B			
			20	介護と就労の両立支援サービスの充実	介護をしている人が安心して就労できるよう、介護保険制度の周知を行い、介護保険サービスの充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	65歳になった方へ被保険者証と一緒にパンフレットを配布し介護保険制度の周知を図った。サービス利用者へは適宜制度の周知を行うとともに、適切なサービスの利用を促進するため介護給付費通知を送付した。	毎年のように行われる介護保険制度の改正について、遺漏なく周知していく。	C→C→C →C			

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度(自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
		支援	21	講座・会議等での託児の実施	町が実施する講座や会議等において参加者ニーズを把握し、必要な場合は託児を実施します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町が実施する講座や会議等において、託児が必要と見込まれる場合は必要な経費を確保し、実施している。託児を実施していない事業では、子供同伴での出席を認めている。	町が実施する講座や会議等において、参加者のニーズなどを把握し、託児が必要と見込まれる場合は積極的に必要経費と託児スタッフの確保を行う。	A→A→A →A	
Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1)各種審議会委員等への女性の積極的登用	22	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。また、各種審議会などにおける委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定していきます。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.51%未満	令和5年4月1日時点で、粕屋町は前年度(令和4年度)に比べ35.2%から32.4%と減少している。審議会等の設置時には、各課において委員の女性比率を考慮したうえで委員構成の検討を行っている。	審議会等の委員は条例や要綱等により、一部充て職で構成される場合も多いことから、団体・関係機関の長や役職者の女性登用率の向上に伴う部分があると考えられる。周知も行う。今後も所管部署において委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定する。	C→C→C →C	女性が多い委員会もある。そちらも比率に偏りが出ないように呼び掛けてほしい。
			23	各種審議会等の女性委員のエンパワメント支援	各種審議会等の女性委員に対して、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、女性委員のエンパワメント支援を図ります。また、審議会等の委員に対しても女性の参画への理解を図るために啓発・研修を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、エンパワメント支援は行っていない。	各種審議会の女性委員割合の調査時に、対象者の把握に努め、福岡県男女共同参画センターの研修案内等を検討する。	D→D→D →D	
			24	女性リーダーの育成に関する情報提供	女性が地域や団体などでリーダーとして活躍できるよう、県などが行う女性リーダー育成に関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行うとともに、町主催の講座やセミナーの開催についても検討していきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	女性リーダー育成のための講座やセミナーは開催できなかったが、ホームページにおいて県等が行う講座やセミナーの情報提供を行った。	町単独でのセミナーの開催は難しいので、県の女性リーダー育成研修の周知を行う。	C→C→C →C	
			25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →B	
Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり	2 地域における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画活動の促進	25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体において、女性役員の参画は比較的行われている。 社会教育関係団体役員44名中女性18名(約41%)	役員の女性登用について啓発を行い、参加しやすい環境づくりを促進する。	B→B→B →B	
			25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	まちづくり出前講座においては、防災分野での女性の参画を促している。まちづくり活動支援室の登録団体には女性の参画も多く、助成金等で地域で活躍するための活動支援を行っている。	今後は女性リーダーに対し、研修の提案を行う等、継続して活動してもらうための支援を充実させる。	B→B→B →B	
			26	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮した避難所運営のために女性の参画を促進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	災害備蓄品の管理において、女性の視点を取り入れた品目の選定を行い、購入を進めている。また、避難所運営マニュアルには避難所運営委員会での女性委員の割合を明記している。	今後も継続して取り組む。	B→B→B →A	
			27	自主防災組織での女性の活躍促進	自主防災組織のメンバーへの女性の積極的な採用を働きかけ、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動の取組を促進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自主防災組織に対して行う防災講座や避難訓練において、男女が平等に役割を担うことの必要性を伝えている。	今後も継続して取り組む。	B→B→B →A	
Ⅳ 男女が安心して健やかに	1 生涯を通じた	(1)ライフステージに配慮した男女の健康支援	28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→A →A	
			28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	健康づくりの啓発は、広報やパラまつり等のイベント、運動教室、出前講座等にて健康かすや21計画に基づき疾病や生活習慣病予防を中心に実施した。また、食育の推進に関しては、食生活改善推進会が、イベントで対面での食育普及活動や食にまつわるコラムの執筆活動を実施した。	働き世代の男性の健康意識への啓発が必要と考える。今後も町民が自らの健康に関心が持てるよう、更に健康かすや21に基づく様々な活動や受診率向上に向けて、工夫しながら事業を行っていく。	B→B→B →B	
			28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう冊子を送付し、介護予防教室や講座を実施している。	高齢者が興味を持つような内容の啓発冊子を作成し、自ら介護予防に参加できるよう事業を継続して実施する。 男性が参加しやすい通いの場を生活支援体制整備事業を通じて検討する。	B→B→A →A	

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
暮らしを 変える環境づくり	健康支援	(2)ライツに関する理解の促進	29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組みます。	学校教育課 健康づくり課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →B	
			29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組みます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「人権教育を取り巻く諸情勢について」や「人権・同和教育室だよりひまわり」等を提供することで、教職員が児童生徒の指導のための資料とした。	情報提供や学校での指導を計画的に行う。	B→B→B →A	
			29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組みます。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	思春期教育等は対象となる年代と接する機会がなく、実施できていない。 若年妊娠をした方など、来庁等をされた対象者には個別で相談や必要な情報提供を行った。	今後も、必要に応じて相談や情報提供を行っていく。	D→D→C →C	
IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 生涯を通じた健康支援	(2)ライツに関する理解の促進	29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組みます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	直接的な啓発はできなかったが、若年層への性被害防止期間のお知らせや相談窓口の情報提供、粕屋町立図書館において関連図書を紹介を行った。	学校側では、すでに男女共同参画に関する授業や性に関する情報提供・啓発を独自で行っているため、町からの情報提供の程度について課題がのこる。	C→C→C →C	
			30	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援を行うとともに、女性のライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、情報提供や啓発を行います。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	母子手帳交付時から妊娠・出産・子育て期にわたるまで、母子保健や育児の相談にワンストップで対応し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握しながらフォローを行っている。 女性の健康については、健診の休日実施やレディースデーを設けるなど、健診を受けやすい環境を整え、健康相談等を実施している。	今後も継続して、妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を実施する。 更年期の健康については、今後も健康相談や健診後の相談、パンフレットによる啓発を行っていく、国・県の動向を見据えて検討していく。	A→A→A →A	
			31	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	体育科における性に関する学習、理科・生活科による生命の大切さや性の役割などの学習を行った。	学習の時間に加えて、日常的な各場面に関連させて指導していく。 ○日常的にクラスのトラブルについて指導していく	B→B→B →B	
	2 あらゆる暴力の根絶	(1)DV防止のための啓発	32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →C	
			32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV防止に関するチラシやポスターについて、適宜設置し、DVに対する認識を深めるために啓発した。	DV防止に関するチラシやポスターを適宜設置し啓発を継続するとともに、今後もさらなる防止のために啓発していく。	C→C→C →C	
			32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	人権のつどい(町のイベント)において、DVに関する調査結果と、相談窓口を載せたチラシを配布した。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、啓発物資の配布を行った。 広報誌にDVに関する相談窓口の情報を掲載した。	DV防止講座などは協働のまちづくり課ではなく、介護福祉課が取り組む内容ではないかと考える。もし今後も目標として取り入れるのであれば、介護福祉課との連携が必要と考える。	C→C→C →C	
			33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課 介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →B	
			33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	中学校では性に関する講演会等の中でデートDV防止についても学ぶ機会を設けた。また、悩みがある場合の相談窓口や対処法について、繰り返し児童・生徒および家庭へ周知した。	今後も講演会をはじめ、日常の様々な場面で啓発を行っていく。	B→B→A →B	
			33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	特にデートDVに関するケースがなく、また対象となる年代と話す機会もないので、啓発ができない。 広報誌11月号にDVに関する相談窓口の情報を掲載した。 窓口での相談者には必要な情報を提供した。	DV防止の啓発に加えデートDVも周知を進めていく。 今後も、必要に応じて相談や情報提供をしていく。	D→D→C →C	
			33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	デートDV防止の啓発チラシを作成し、町立中学校2校の全学年を対象に配布して周知を図った。	現在の計画と評価では個別で目標達成を目指している形なので、今後も継続して取り組む場合は、介護福祉課、学校教育課と連携して取り組み・評価する必要があると思う。	C→C→C →C	

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度(自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実	34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →B	
			34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者について介護福祉課で相談を受けた。ケースに応じて、福祉事務所その他関係機関と情報共有をし、適切に対応した。	今後も引き続き相談を受け、関係機関と連携し、DV被害者への適切に支援する。	B→B→B →B	
			34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	令和3年度に導入した「男女共同参画苦情処理制度」の周知拡大のため啓発物資を作成し、公共施設に配置した。広報にも定期的に掲載した。	介護福祉課との連携が課題である。	B→B→B →B	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→B →B	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」へ参加。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C→C→C →C	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV関係に特化した研修の機会がないため参加は出来ていないが、課内及び関係課で情報を共有し対応している。案件も多くなっているため、チェック方法等も見直し、確実に案内や事務作業ができるよう努めている。	今後も窓口での相談等には細心の注意を図りながら対応に努める。しかし、総合窓口課としての対応は適切に行っているが、本来相談を受ける部署は福祉関係部署にあるべきと思われるため、今後は庁舎全体での業務見直しが必要であると思われる。	C→C→B →B	
			36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →B	
			36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホットラインについては、令和5年度も事業を実施し、広報紙等に掲載するなど周知を図った。	様々な悩みの相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図っていく。	B→B→B →B	
36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	啓発物資を公共施設等に配置して、住民への周知を図った。	広報、HP、啓発物資は引き続き啓発を行い、デジタルサイネージなど他の周知方法にも取り組んでいく。	B→B→B →B				
IV 男女が安		(2) DV相談体制	37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	介護福祉課 総合窓口課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →B	DV相談に来た人が粕屋町に住んでいたから救われた、と思えるような取り組みがあればいいと思う。
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	相談があった際は、関係各課や外部機関に情報を提供しているが、相談者によっては相談内容が様々な分野にまたがるため、調整が済んでおらず、庁舎内連絡会議等の体制の構築はできていない。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C→C→C →C	
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	住民基本台帳事務におけるDV支援措置の相談や受付の際に、必要に応じて関係課や機関との連携、情報共有を行った。関係機関等との連携においては遅滞なくまた遺漏のないよう文書の回覧、保管を行っている。	DV被害者に関する事件としては、関係課からの情報漏洩も多くなっていることから、今後も間違いの無いよう、関係部署とのさらなる連携強化を行い、適切な事務処理及び情報共有に努める。	B→B→B →B	
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	要保護児童対策地域協議会において、支援家庭の把握に努め、関係機関と随時、情報共有を行い連携を図っている。	相談窓口の周知を徹底するとともに、引き続き相談体制の強化を図る。	B→B→B →B	
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者については、関係機関と情報共有を行いながら、支援を行った。また、多言語音声翻訳システムを導入し、外国人の来所者に対して、必要な情報を正しく伝え、安心して相談してもらえる環境を整えた。	今後もDVに関する情報は特段の配慮が必要であるため、関係課と情報を共有し、適切な対応を行う。また、多言語音声翻訳システムを利用しながら、外国人の来所者に対応を行う。	A→A→A →A	

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度(自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見	
心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	と被害者保護・支援の充実	37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	主に、要保護児童対策地域協議会にて、各関係機関と情報を共有することができた。	日常的に関係各課と情報交換など連携を行っている。	B→B→B →B		
			38	個人情報保護の徹底	行政事務において、DV被害者等に関する個人情報の保護が徹底されるよう職員研修を行うなど、個人情報保護の体制強化を図ります。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.51%未満	新規採用職員に対して入庁時に個人情報保護に関する研修を実施し、職員に対して毎年eラーニングによる研修受講を行っている。各課では個人情報は施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応では十分配慮するなど徹底した管理を行っている。	個人情報の漏えい事案の原因の多くは人的な要因によるものであるため、研修を通して個人情報保護の徹底を呼び掛ける必要がある。また、DVに関する情報には特段の配慮が必要であり、取扱いについて周知徹底を図っていく。	A→A→A →A		
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				C→C→C →C	
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	B→B→B →B		
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者からの相談を受けることがなかった。自立支援に関して、具体的な取組は行っていない。	課単独での達成は難しいので、介護福祉課との連携が必要だと思う。	D→D→D →D		
		ス(3)性暴力被害者の防止やハラスメントの防止の推進	40	性犯罪など被害防止に向けた啓発	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」や「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」などの情報提供や周知に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報誌において、性犯罪対策の特集や相談窓口の周知を行った。	防犯対策の担当者や連携して周知に取り組みたい。	D→C→C →C	女性に対して警戒心を持ってもらうために、啓発を行う必要があると思う。	
IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	(3)性暴力やハラスメントの防止	41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→C →C		
			41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホームページ等において各種相談窓口を掲載した。	女性被害者が相談しやすい窓口である「かすや地区女性ホットライン」などの情報を提供し、関係機関と連携し適切に支援する。相談者が目にしやすい周知方法について検討する。	C→C→C →C		
			41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報、HPにおいて、各種相談窓口を掲載している。	防犯対策の担当者や連携して周知に取り組みたい。	C→C→C →C		
			42	ハラスメントの防止のための啓発	ハラスメント防止のため、町民及び事業所に対し、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ハラスメントの防止に関して、町民や事業所に対する啓発や情報提供は行っていない。	事業所への周知は課単独では難しいので、地域振興課・商工会と連携して周知を行う必要がある。	D→D→D →D		
	3 困難な状況に置ける者(1)高齢者・障がい者の環境の整備	43	介護者・養護者に対する支援の充実	家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	地域包括支援センターでは、電話や窓口、家庭訪問による相談を受けている。在宅で介護を行う者に対する手当や福祉用品の支給事業を実施している。	地域包括支援センターの周知に力を入れ、専門職を確保し継続実施。	B→B→B →B			
44		自立支援施策の充実	高齢者等が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護予防教室や未来塾などの啓発講座、ボランティア育成の講座を開催し、高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を実施する。また、認知症の啓発事業や生活支援体制整備事業、地域ケア会議を充実させ、地域づくりや福祉施策につなげていく。	新規の参加者の獲得のため、教室内容や予約方法などを検討しながら継続して実施。	A→B→B →A				
45		ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				A→A→A →A			

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
つづくり	かかれている人への支援	2(ひとり親家庭への支援)	45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ひとり親家庭への児童扶養手当の支給、医療費の助成については遺漏なく実施し、必要な家庭に確実に届くよう窓口やホームページで情報提供を行っている。コロナ禍以降、給付金等の案内も必要に応じ、適切に行った。	受付業務や進達業務を遺漏なく行うとともに、関係部署や県とも調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。複雑な案件も多くなっているため、さらなる知識習得が必要であると思われる。	A→A→A →A	
			45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	新入学児には、就学援助の案内を入学通知に同封し、新入学の全世帯に周知を行った。また、在校生には学校から全児童生徒に案内の配布とスクリーン(デジタル連絡アプリ)でも周知を行った。	今後も周知を行うとともに、申請に支援が必要な世帯にはSSW等による支援を行う。	A→A→A →A	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	総合窓口課 介護福祉課 子ども未来課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →A	
IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	3 困難な状況に置かれている人への支援	2(ひとり親家庭への支援)	46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	戸籍届出や手当の相談時など、ひとり親世帯の最初の相談窓口として、必要に応じて関係機関へつなぎ、適切な支援を受けられるよう冊子等を配布するなどして、各種支援や相談窓口等の周知を行っている。	受付業務や進達業務を遺漏なく行うとともに、関係部署や県とも調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。複雑な案件も多くなっているため、さらなる知識習得が必要であると思われる。	B→B→B →B	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	相談内容に応じて適切なサービスを案内したり、各種相談窓口を紹介している。	今後も関係機関と連携して支援を継続していく。	C→C→B →A	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	支援家庭に養育相談を行う際に、随時必要な情報提供を行うとともに、関係機関と連携して支援を行っている。	相談窓口の周知を徹底するとともに、引き続き相談体制の強化を図る。	A→A→A →A	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	子どもや教育に関する相談窓口を紹介するチラシ・ポスターを作成し、全校児童生徒に配布し、校内での掲示を行った。合わせて保護者向けにスクリーン(デジタル連絡アプリ)にも配信を行った。	毎年チラシの配布、ポスターの掲示を行う。問い合わせには、SSWや教育相談室などの相談機関を紹介し、必要な支援を受けるためのサポートを行う。	B→B→B →A	
		3(配慮を必要とする男女への支援)	47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	総合窓口課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→B →A	
			47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	総合窓口課における様々な手続きを受けた際に相談があった場合は、適切な支援につながるよう、関係する相談窓口の案内や福祉に関する冊子等を配布するなどの情報提供を行っている。	受付業務や進達業務を遺漏なく行うとともに、関係部署や県とも調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。	B→B→B →B	
			47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	高齢者に対しては、地域包括支援センターで専門職が相談支援を実施した。	地域包括支援センターの必須3職種を確保し、継続して実施。	B→B→B →A	
推進体制		1(特定事業主行動計)	48	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図り、毎月の課長会で有給・夏季休暇の取得状況や時間外勤務状況を報告し、啓発を行った。また、男性の育児休業、特別休暇(出産補助休暇、養育休暇)の取得についても課長会で周知を図るとともに対象者への個別説明を行い、取得率は衛生委員会でも報告し、取得の促進を図った。	一人当たりの有給休暇取得日数は部署により偏りがあるため、特に取得率の低い部署に対しては、職員のワーク・ライフ・バランスのため、所属長を通じ取得率が上がるよう働きかけていく必要がある。また、男性の育児休業取得率を上げるために、積極的な取得に対する意識啓発を図るとともに、組織として長期の育休が取得しやすい環境づくりが必要である。	B→B→B →B	町職員の取り組みは町の見本となるので、環境の整備を進めてほしい。
			49	女性職員の登用拡大	男女が共に粕屋町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとらわれない職場配置を行います。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	職員採用試験では、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用は、勤務成績に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとらわれない職場配置に努めた。	今後も、職員採用試験は平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施し、職員に面接官を依頼する際においても男女の別なく積極的に登用する。管理職への登用は勤務成績等に基づき、性別にとらわれない職場配置に努めていく。	A→A→A →A	

(資料3) 令和5年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる令和5年度の取組における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
		計画の推進	50	女性職員のリーダーの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	階層別研修において、主査・主任主事級職員を対象に「リーダー研修」を実施した。部下のやる気を引き出すコミュニケーションスキルや正しい叱り方などを習得する研修内容で、42名が参加した。(出席率93.3%) また、総務省自治大学校や市町村アカデミー等で実施されるリーダー養成などの人材育成研修について周知を図り、積極的な参加を促した。	階層別研修は課題等に合わせたテーマを検討しながら、継続していく。 今後も、総務省自治大学校や市町村アカデミー等で実施されるリーダー養成などの人材育成研修について周知を図り、積極的な参加を促していく。 令和5年12月に国において「人材育成・確保基本方針策定指針」が策定され、今後、町の人材育成基本方針を見直す中においても、人材育成に必要なマネジメント能力を有する管理職の育成等も検討していく。	C→C→B →B	
推進体制		(1) 特定事業主行動計画の推進	51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→B →B	
			51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	保育所・幼稚園の職員も含む全職員を対象とした人権研修を「性の多様性を認め合おう～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～」というテーマで実施し、男女共同参画推進条例の基本理念について理解を深めることができるように啓発を行った。	男女共同参画推進条例の基本理念に対する理解を深めることができるよう、職員人権研修において、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、継続的に職員の意識啓発を図っていく。また、担当課と連携して計画の節目などに男女共同参画に特化した研修を検討する。	C→C→B →B	
			51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した職員研修は実施できなかったが、全職員を対象とする人権研修の中で男女共同参画の内容を盛り込んでいる。	町単独の研修の開催、または開催が難しい場合はあすばるや県の研修の案内を各課に呼びかけていくなど、研修の機会を増やすことも考えたほうが良いかと思う。	C→C→C →C	
		(2) 推進体制の整備	52	庁内推進体制の整備	粕屋町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の整備を進めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	推進体制の整備は具体的に進めることができなかった。	推進体制の整備は計画ができた後では変更が難しい。	C→C→C →C	
			53	町民との協働	男女共同参画の視点で、町民、事業所、関係団体と行政が連携して、地域課題の解決や地域活性化を図ります。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.51%未満	協働事業においては、男女共同参画の視点を取り入れながら取り組んでいる。	今後も継続して取り組む。	B→B→B →B	
			54	社会的性別(ジェンダー)にとられない表現の使用	広報物等の作成にあたっては、国ガイドラインを活用して、男女の固定的役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.52%未満	広報物等の作成においては、社会的性別(ジェンダー)にとられない表現の使用に配慮している。	今後も広報物等の作成にあたっては、国ガイドライン等を活用して表現についての配慮を行う。	B→B→B →B	
			(3) 計画の点検・評価	55	計画の点検・評価	計画の進捗状況を把握するため、施策の評価を行い、公表します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.53%未満	毎年施策の評価を行い、ホームページで公表している。	各取組における課題を洗い出し改善していくことで、計画の推進を目指す。	A→A→A →A